

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金 公募説明会

13:30より開始いたします。時間までしばらくお待ちください。

本説明会に関する注意事項

※開始前に必ずご確認ください※

- 本説明会の様子を写真・動画撮影および録画・録音することは禁止させていただきます。
- 本説明会では、ホームページにてご案内している募集要領等の内容をご説明します。資料をお手元にご準備ください。

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金 公募説明会

【注意事項】

- 本説明会の様子を写真・動画撮影および録画・録音することは禁止させていただきます。
- 本説明会では、ホームページにてご案内している募集要領等の内容をご説明します。資料をお手元にご準備ください。
- 本説明会では、進行の都合上、質問はQ&Aで受け付けております。いただいた質問を事務局にて読み上げた上で、回答させていただきます。
- 万が一、配信が停止した場合は再開するまでお待ちください。

EC事業者 物流事業者 その他物流に関連する事業者 向け

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金 公募のお知らせ

国土交通省では、宅配事業者の更なる負担軽減を図るため、
「多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金」の募集を行います。

◎ 公募期間

令和7年

令和7年

5月30日 ~ 6月30日 17時 **必着**

公募に関する説明会

＜事務局＞

多様な受取方法等の普及促進実証事業事務局
三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

本日のアジェンダ（募集要領より）

1. 事業の概要
2. 応募方法
3. 事業の実施（事業全体の流れ）
4. 質疑応答

1. 事業の概要

事業の目的

1 事業の目的

- 宅配便の再配達率が高止まりしている状況が物流事業者にとって大きな負担となっている中で、再配達を削減しトラックドライバーの負荷の低減を図るため、消費者が荷物の多様な受取方法やゆとりを持った配達日時指定等をより自発的かつ積極的に選択する仕組みを構築する実証事業を支援することで、持続的に再配達率を低く抑える仕組み作りを行うことを目的とします。

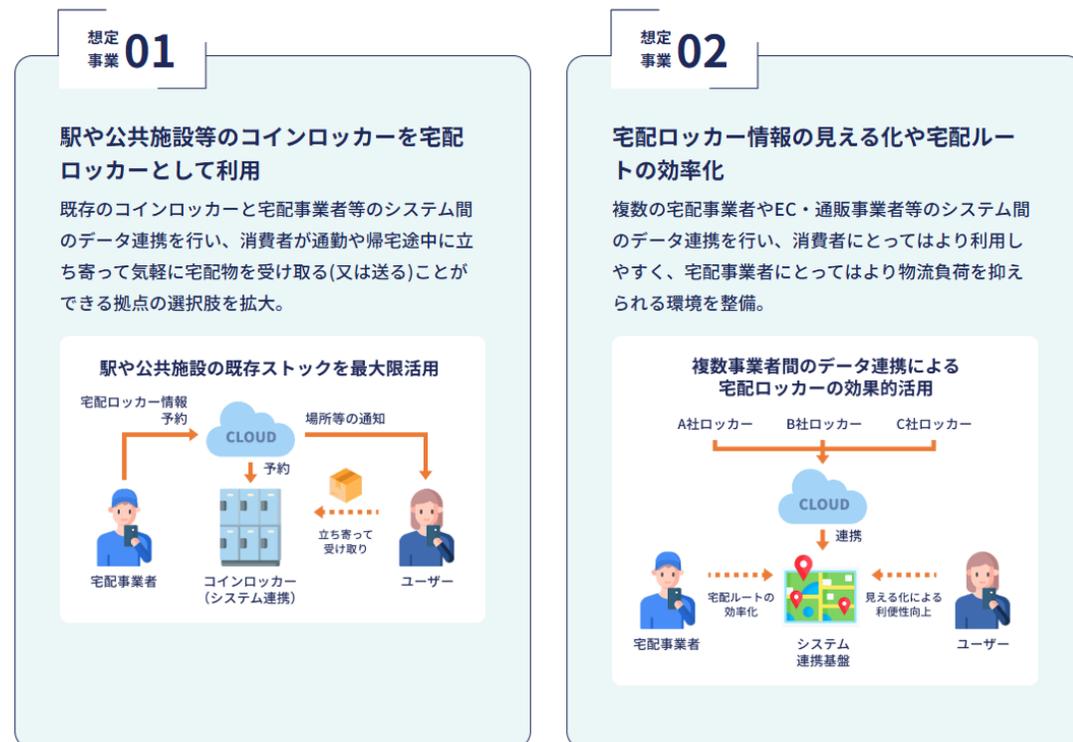
2 事業のスキーム



3 補助対象事業の内容

- 本事業は、消費者が「物流の負荷低減に資する多様な荷物の受取方法やゆとりを持った配送日時指定等」をより自発的かつ積極的に選択する仕組みを構築する実証実験を対象とします。
- 右図は、あくまでも一例であり、物流の負荷低減に資する多様な仕組みについて幅広く補助対象とします。多様なアイデアの取組を検討いただき、ご応募ください。

<想定事業例>



4 補助対象事業者

- 「3 補助対象事業の内容」に記載した実証事業を実施する事業者を対象とします。
- また、下記のような事業者を対象とします。

補助対象事業者

宅配便を扱うEC事業者（ECモール事業者を含む）、物流事業者、その他物流に関連する事業者等を対象とします。



EC事業者



物流事業者



その他
物流に関連する事業者

下記のいずれかに該当する事業者は対象外とします。

- ⊗ 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者
- ⊗ 交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者
(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部または一部を取り消します。)

5 補助対象事業の実施期間

- 補助対象事業の開始年月日は、交付決定日となります。
- 本補助金に係る経費使用については交付決定日以降にしてください。
- また、補助対象事業は、事業実施期間内に実施してください。
- また、補助対象事業の経費の支払と実施報告の提出は、遅くとも令和8年1月31日(土)とってください。

■ 事業実施期間：交付決定日から令和7年12月31日(水)まで
(実施時間内に支払いを終え、令和8年1月31日(土)の実績報告までにすべての証跡
が整っている経費のみ申請可)



6 補助内容

- 実証事業を実施するために要する経費を補助します。
- 交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した間接補助対象経費について、下記の算出方法により設定します。
- 申請状況や審査結果に応じて、補助率は1/2以内で調整する場合があります。
- 申請額の総額合計が、予算額を超える場合は、優先配分・優先採択を行います。(有識者委員会において補助金額を設定します)

補助率	1 提案あたりの補助金上限額
1/2 以内	5,000 万円

間接補助対象経費	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表に定めるものとする。）
基準額	補助事業者（多様な受取方法等の普及促進実証事業事務局）が必要と認めた額
交付額の算出方法	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 上記の間接補助対象経費と基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額が5,000万円を超える場合は交付額を5,000万円とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

7 採択の要件 目標設定→効果検証→実証後の事業計画・目標提示

(1) 事業目標の設定

- 本事業は、再配達を削減しトラックドライバーの負荷の低減を図ることを目的としていることから、それらの目標(KPI)の設定と、それらの具体的な計測方法の設定が必要です。
- 特に、「再配達率の削減効果」や「トラックドライバーの負担軽減効果」を確認できる指標の設定を必須とします。
- 事業の成果として、以下に例示するKPIの例を参考に、目標(数値)と計測方法を設定してください。

<KPIの例>

- 再配達率の削減
- 再配達に係るトラックドライバーの労働時間の削減量もしくは削減率
- 1個当たりの配達に要する時間の削減量もしくは削減率
- トラックドライバーの労働時間当たりの配達個数の増加量もしくは増加率
- 面積当たり(もしくは人口当たり)の受取拠点数の増加
- トラック積載率の向上 など

(2) 事業実施による効果の検証

- 本事業申請に係る実施計画には、事業実施期間内において実証事業実施による効果の検証を含むことが必要です。

(3) 本事業終了後の事業計画と目標の提示

- 本事業終了後、申請事業者において想定している多様な受取方法等の普及促進に関する事業計画と目標を示すことが必要です。

8 補助対象経費

(1) 対象となる経費(補助対象経費)

- 本事業で補助対象となる経費は、別表に示す経費のうち、補助対象事業を行うために必要な費用です。
- 具体的には、再配達低減に要する「システム改修や実証事業等に必要な費用」で、補助対象事業者のMURCが認めた費用です。
- また、交付決定の日付以降、令和8年1月31日(土)までに支払いが完了している費用のみが対象です。

(2) 補助対象経費に関する扱いについて

- 上記の補助対象経費の定義の他、補助対象経費として計上できない経費、補助対象経費の処理方法に関しては、事務局より、採択決定後に「事務処理マニュアル」を提示します。
- 本募集要領、交付規程のほか、当該事務処理マニュアルに基づき、経費処理手続きを行ってください。

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

2. 応募方法

1 応募・交付申請に関する書類の入手

- 応募・申請書類等は事務局ホームページ(<https://takuhai-poc.jp/>)からダウンロードし、入手してください。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金

事業概要 ▾ 補助対象事業者 ▾ 募集要領 ▾ 公募説明会 ▾ お問い合わせ先 ▾ ① 公募の受付を開始しました

募集要領

募集要領等は、以下からダウンロードしてください。業務の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、募集要領に記載する
とおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いします。

資料一括ダウンロード

一括ダウンロード ㊴

各資料 個別ダウンロード

募集要領 ㊴ 応募申請書 ㊴ 実施計画書 ㊴ 経費内訳書 ㊴ 交付規程 ㊴

交付規程様式 ㊴

応募期間・応募書類の提出方法

2 応募期間

■ 応募期間

令和7年5月30日(金)14時から**令和7年6月30日(月)17時(必着)**

- 応募書類に不備があった場合には応募申請書を受理することはできません。不明な点があれば、お早めに事務局にご相談ください。
- 原則、郵送やFAX送付による申請は受け付けておりません。

3 応募書類の提出方法

- 応募に際しては、応募に必要なすべての書類を作成または収集し、事務局(takuhai-poc@murc.jp)へ**電子メールによりご提出**してください。
- また、応募の際には電子メールの件名の冒頭に「【多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金・応募】」と必ず付記してください。
- なお、**応募書類に不備がある場合は、書類を受理いたしません**ので、予めご了承ください(軽微な修正等を除く)。事務局においてメールを受信した場合には翌日までにその旨をメールで返信します。返信がない場合には事務局にお問合せください。

4 応募提出書類

- 提出書類は下表のとおりです。漏れのないようにすべてご用意・ご確認ください。
- 提出された応募書類をもとに、後述の「審査」手続きに基づき採択を行います。
- 応募書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

提出書類	書類様式	記載内容
応募申請書	応募様式第1	<ul style="list-style-type: none">■ 応募者の概要を示したもの■ 複数事業者による共同事業体の場合は、代表事業者、協力事業者を区分して作成すること
実施計画書	応募様式第2	<ul style="list-style-type: none">■ 実施する事業計画を示したもの<ul style="list-style-type: none">● 実証事業の目的・取組内容● 課題認識と実証事業の効果測定(事業目標KPI)● 多様な事業者・業界との連携体制● 経費計画・管理、事務処理等の社内体制● 経費内訳● スケジュール● その他独自提案
経費内訳書	応募様式第3	<ul style="list-style-type: none">■ 経費計画の内訳<ul style="list-style-type: none">● 別表

3. 事業の実施

1 事業全体の流れ

- 事業全体の進め方については、下表のとおりです。
- 募集要領は、採択までの手続きについて規定しています。
- 採択以降の交付申請については、交付規程、及び事務局より採択者に提示する「事務処理マニュアル」をご確認ください。

手順	日程（予定）	手続きの流れ
募集	5/30～6/30	補助対象希望者の募集
説明会	6/9	事業に関する説明会 説明会の申し込みはホームページにて
応募期限	6/30	応募書類の提出の締め切り
審査	7/1～7月中旬	審査委員会による審査
採択	7月下旬	採択結果の通知・採択者（補助対象者）の公表
交付申請	7月下旬～	交付申請手続き（交付申請書類の提出）
事業実施	交付決定日～12/31	交付申請手続き後、事業実施してください。
中間報告	10月	事業の中間報告
最終報告	1/31	事業の実績報告書の提出
実績確認	実績報告書提出～2/28	実績報告書の内容確認・経費支出可否確認
補助金交付	3月上旬	補助金の交付

なお、事業実施期間中は、進捗管理のため、概ね隔週で事務局との定例ミーティング（対面もしくはオンライン）の実施を予定しています。

2 審査・採択について

(1) 審査・採択方法

- 事務局は提出された応募書類について、募集要領、交付規程に記載された要件を満たしているかを確認した上で、実施計画書や経費内訳書の内容につき別途事務局が設置する有識者委員会での審査結果等を踏まえ、採択者を決定します。(必要に応じて応募者へヒアリングを実施する場合があります。)
- 採択決定の結果については、「採択決定通知書」を応募者に交付します。また、事務局ホームページにて採択者名を公表します。
- 審査における評価点の公表は行いません。

1) 審査方法・審査手順

- 申請者の応募資格の確認
- 提出された実施計画書等を対象とした内容評価(有識者委員会による評価)
- 応募者の評価点による順位付け

2) 採択方法

- 審査結果を踏まえ、上位の応募者から順に採択
- 補助金申請額の合計が予算を超える場合は優先配分もしくは優先採択を行う

2 審査・採択について

(2) 審査基準

- 有識者委員会では、応募者から提出される実施計画書（応募様式第2）の内容について、審査基準に基づいた評価を行います。
- **審査基準の項目ごとに各委員の評価ランクを付与し、ランクごとの得点率を当該項目の配点に掛け合わせ、項目別の評価点を算出します。その合計値を当該応募者の評価合計点とします。**
- 各委員の評価ランクによる項目別評価点は、委員による評価点の合計値とします。
- 審査基準は以下の通りです。なお、実施計画書等の応募書類の記載においては、下記の基本的な視点を踏まえた上で、**審査基準での各項目に対応する記載箇所が明確に分かるように留意してください。**

審査項目	評価上のポイント 【応募書類・実施計画書等での主な記載箇所】
1. 取り組みの新規性・先進性	【実証事業の目的・取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を的確に理解しているか ・未だ実装されていない新規性、先進性のある取り組みか ・未・低利用である技術や仕組みの活用・複合化があるか
2. 実証成果活用・実装の普及・拡大可能性	【課題認識と実証事業の効果測定（事業目標KPI）】 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨を的確に理解しているか ・広く社会的な拡大・普及を目指しており、今後の取組拡大を見込むことができるか ・実証事業の効果測定方法が明確に示され、適切な事業目標（KPI）が示されているか ・成果把握の手法が明確に示されているか
3. 事業者間連携等の協働性	【多様な事業者・業界との連携体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・異分野間の連携による取り組みか ・実証上必要な関係が構築されているか ・業界内での標準化を目指しているか
4. 申請者内実施体制の有効性	【経費計画・管理、事務処理等の社内体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・各種書類・報告提出の人員計画が的確か ・社内の役割分担・指示系統等は適切か ・事業者としての業務が円滑にできるか
5. 費用積算の妥当性	【経費内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託費などの算出根拠が明確か（システム開発・改修、その他の費用） ・事務費が適切に計上されているか
6. 実証事業遂行の確実性	【スケジュール】 <ul style="list-style-type: none"> ・無理のないスケジュールが示されているか ・実証に必要な業務内容がスケジュールに示されているか
7. その他独自提案の内容	【その他独自提案】 ※上記以外の有益な提案事項が記載されている場合に評価

3 採択後の交付申請の流れ

- 採択された応募者に対しては、「採択決定通知書」を交付します。また、事務局ホームページにて採択者名を公表します。
- 採択された応募者は、交付規程に基づき、交付申請を行っていただきます。
- また、事務局より、採択者に対して「事務処理マニュアル」を提示します。中間報告や最終報告などの進行管理方法、及び経費処理については、本募集要領、交付規程のほか、事務処理マニュアルに基づき、各種手続きを行ってください。

4. 質疑応答

問い合わせ先

- 個別のご質問は、問合せ窓口にてお受けしております。下記までご連絡いただけますと幸いです。
- 説明会以降のご質問への対応は、メールでの個別回答を予定しています。

<本事業や応募にあたっての問い合わせ先>

多様な受取方法等の普及促進実証事業事務局
(執行団体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

☎:03-6733-1642 (10-17時 月曜から金曜日(祝日・年末年始を除く))

✉: takuhai-poc@murc.jp

EC事業者 物流事業者 その他物流に関連する事業者 向け

多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金 公募のお知らせ

国土交通省では、宅配事業者の更なる負担軽減を図るため、
「多様な受取方法等の普及促進実証事業費補助金」の募集を行います。

◎公募期間

令和7年

令和7年

5月30日 ~ 6月30日 17時 **必着**

公募に関する説明会

＜事務局＞

多様な受取方法等の普及促進実証事業事務局
三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社